

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：群馬県					
災害等の種類：坑外・転倒	発生日時： 平成30年8月1日（水） 13時50分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 57歳、採鉱係、直轄、勤続年数：36年、担当職経験年数：7年						
罹災程度：左大腿骨骨幹部骨折（休業見込み：2ヶ月）						
<p>【概要】</p> <p>作業員A（罹災者）は午後から、採掘切羽西側872mLにおいて、クローラードリルで発破孔のせん孔を行っていた。当日は、降雨が予測されていたので、翌日の装薬の込物に使用する繰り粉（せん孔により発生した岩石等の切りくず）を紙袋（ANFO爆薬の空袋）に詰めようと、紙袋を持ってせん孔作業機の繰り粉排出口まで歩いている途中で、右足が砂利に躓き、そのはずみで前のめりになり、左足に全体重がかかり足を半回転ひねるような体勢になり、体が傾いたため、ひざから崩れるように倒れ、左大腿骨を骨折した。</p>						
<p>【原因】</p> <ol style="list-style-type: none"> 罹災者は、定常作業で慣れもあり、足元の注意が不足していた。 クローラードリル本体とせん孔作業機間のスペースを歩行したため、前かがみの姿勢で歩行することとなり、右足を出したときに足元の砂味（高さ約2cm）に躓いた。罹災者は過去の交通事故の後遺症で左足を悪くしていた。 せん孔作業の作業標準書はあったが、ANFO爆薬装薬後に使用する込物（繰り粉）を回収する方法の詳細を定めていなかった。 						
<p>【対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 足元に注意して歩くことを再度周知する。 修理時を除きクローラードリル本体とせん孔作業機間を通行禁止とする。 安全作業標準書を見直し、繰り粉回収に関する事項と、修理時を除きクローラードリル本体とせん孔作業機間を通行禁止とすることを追記し、改定した内容を鉱山労働者に周知する。 						
<p>【参考情報等】</p> <p>○作業時には足元や周囲を良く注意して作業を行い、慣れ、不注意による災害を起こさぬように気を付けましょう。</p> <p>○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p>< 鉱山保安法令 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規程（鉱山保安法第21条） 						

・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条・鉱業権者が講ずべき措置事例第10章）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根

電話番号：048-600-0437

1 : 災害発生箇所概要図

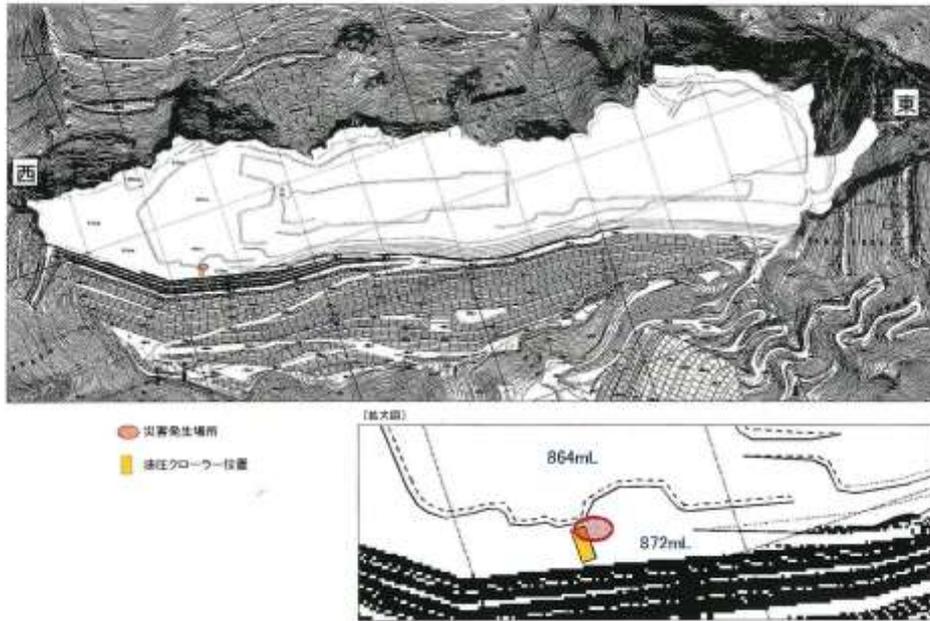


写真1 : 罹災状況再現

紙袋を持って、右下写真右端の繰り粉排出口に付けるつもりで歩いていた時に、罹災した。

